



たすけあいセンター

ジュントス
JUNTOS! 通信

JUNTOSは
ポルトガル語で
“いっしょに”

2015.9.21 発行

No.5



みんなで共に助け合おう!
地域復興のための拠点「JUNTOS」

生活再建や地域復興に向けて、片付け機材の貸出・困りごとの相談・常設型の地域交流スペースを運営中!

～ どの国の人も気持ちは一緒だよ～



トピックス ～最新の生活情報をお届けします～

▼下の場所で、医師が常駐しケガや病気の診察などを行います。おくすり手帳や普段飲んでいるお薬などがあればご持参ください。なお、原則3割の費用負担が発生しますが、所得・被害状況等により医療費が減免される場合があります(名前と生年月日のわかるものの提示が必要です)。

▽日本赤十字社

- ・石下総合体育館 / 午前8時～午前11時、午後4時～午後6時
- ・市役所議会棟 / 午前8時～午前10時(追加:9月22日から午後4時～午後6時)

▽きぬ医師会(※軽症の方のみ)

- ・医師会病院 / 午前10時から午後5時まで

▼水海道さくら病院では9月23日～25日の期間に診療されます。24日、25日にはポルトガル語通訳も配置されます。

▽診療時間:10:30～12:00 13:30～15:30

- ・一般問い合わせ先:080-4792-4617
- ・すでに通院されている方の問い合わせ先:080-4680-8571

※ポルトガル語通訳を希望される方は「マリナさん」を呼び出してください。

▼炊き出し情報

▽9月22日(火)17時より北水海道駅前にてNPO法人レスキューストックヤードによる炊き出しが行われます。中華丼、中華スープ、白玉団子などが振る舞われる予定です。

お知らせ ～JUNTOS!からのお知らせ～

常総災害FM放送局(89.2MHz)、放送中です!

常総災害FMでは、生活の復旧や支援に関する情報を発信しています。「JUNTOS」に関する情報も近日中に放送される予定なので、ぜひ聞いてみてください。

問合せ・連絡先

たすけあいセンター「JUNTOS」
 運営:NPO法人茨城NPOセンター・コモンズ
 ☎ 090-6568-9930(代表)
 ※OPEN・電話受付時間 10:00～16:30

住所:
 常総市水海道森下町4346-3
 常総線「北水海道駅」
 県道357号線「ココス」様近く

特集

～JUNTOS!が独自の視点で分析・編集した情報をお届けします～

意外と知られていない「被災(ひさい)証明」と「罹災(りさい)証明」の違いについて、NPO法人茨城NPOセンター・コモンズ代表理事の横田能洋がお答えします。

Q:「被災(ひさい)証明書」と「り災証明書」はどう違うのですか？

A:「被災(ひさい)証明書」と「り災証明書」はどちらも「自然災害によって被害にあった」ということを市が証明するもので、いろいろな支援や免除などの申請手続きに必要な書類です。

「り災証明」:「り災証明」は家財道具を含んだ家の建物がどのくらい壊れたのか、被害の状態を証明するものです。申請したあと、市役所の人が家に来てじっさいに被災状況を確認し、「全壊」「大規模半壊」「半壊」などの判定がついた証明が受けられます。

「被災証明」:「被災(ひさい)証明」は、その人が確かに被害に遇いましたという事実を証明するもので、被害の大きさは関係ありません。たとえば被害に遇ってしばらく仕事を休まなければならなかった時などに、そのような証明書がやくだつことがあります。

Q:この2つの証明はどうやって取るのでしょうか。

A:今、常総市役所と石下支所で「被災(ひさい)証明」、「罹災(りさい)証明」の申請を受け付けています。そこに行って申請書に記入します。受付時間は8時30分から17:15分です。今は申し込んでいる人がたくさんいるので、申請してから証明がでるまでに1カ月以上かかるようですが、今から申請しておいた方がいいです。

なお、この2つの証明書がでただけでお金がもらえるわけではありません。火災保険などの保険金支払いや見舞い金などには、この「り災証明書」、「被災(ひさい)証明書」と合わせての申請が必要です。また住宅に関する行政の支援や仕事や学校関係で特別の扱いにしてもらう時には、申請書と一緒にこの証明書の提出が求められることが多いです。



活動報告

～JUNTOS!の活動にご参加くださった方々の様子や感想など～



9月20日(日)も多くのボランティアの皆様が近隣家庭への携帯型ラジオ等の備品の配布や通信の翻訳などの活動にご参加くださいました。JUNTOS!では今後も多くの方のご参加とご支援をお待ちしております！

☎090-6568-9930(10:00～16:30)

